

## 後期高齢者医療制度の被保険者の皆様へ

### 新型コロナウイルス感染症の療養のため会社等を休んだ場合 傷病手当金が支給されます

後期高齢者医療制度の被保険者が、新型コロナウイルス感染症の療養のために勤務する会社等を休み、事業主から給料・報酬等が受けられない場合、申請により傷病手当金が支給されます。

#### ■対象となる方

被用者（会社等に雇用されている方）のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方

#### ■支給される期間

労務に服することができなくなった日（会社等を休んだ日）から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間  
※ただし、令和2年1月1日から同9月30日の間に休んだ場合に限りです。  
※上記の期間中から継続して入院等されている場合、支給期間は最長1年6ヶ月です。

#### ■支給額

直近の継続した3か月間の給与収入の合計額  
÷直近の継続した3か月間の就労日数×2/3×支給対象となる日数

#### ■支給されない場合

- ・会社等を休んでも、事業主から休んでいる間の給料・報酬等が支払われる場合は、傷病手当金は支給されません。
- ・事業主から休んでいる間の給料・報酬等の一部が支払われる場合は、支払われる給料・報酬等と傷病手当金との差額を支給します。

#### ■申請のしかた

申請には、事業主と受診した医療機関の証明が必要です。（専用様式あり）  
詳しくは、下記問い合わせ先にお問い合わせください。

お問い合わせは、**甲良町役場住民課 後期高齢係** または  
**滋賀県後期高齢者医療広域連合**（電話 077-522-3013）まで  
〒520-0044 大津市京町四丁目 3-28 ホムページ <http://www.shigakouiki.jp/>